○堺市個人情報保護条例（抜粋）

平成１４年１２月２５日
条例第３８号

（委託に伴う措置等）

第１１条　実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部の処理を委託するとき（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により同項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）に公の施設の管理を行わせるときを含む。）は、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

２　実施機関から前項の処理の委託を受けたもの（指定管理者を含む。）は、当該委託を受けた事務（公の施設の管理に係る業務を含む。以下「受託事務」という。）について、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。実施機関の承認を得て、当該委託を受けたものから受託事務の全部又は一部の再委託を受けたものについても、また同様とする。

３　受託事務（前項後段の再委託に係るものを含む。以下同じ。）に従事している者又は従事していた者は、当該受託事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（平１７条例４８・一改）

（出資法人等の個人情報の保護）

第４９条　本市が出資その他財政支出等を行っている法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。）であって、実施機関が定めるもの（以下この条及び次条において「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人等の保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　実施機関は、所管する出資法人等に対し、前項の措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

（平１７条例４８・平２３条例３６・一改）

（指定管理者の個人情報の保護）

第４９条の２　指定管理者（出資法人等を除く。）は、この条例の趣旨にのっとり、受託事務に係る個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　実施機関は、所管する指定管理者に対し、前項の措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

（平１７条例４８・追加）